



高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度・3年度の保険料率が決まりました



❖保険料見直しについて

国保年金課(千代田庁舎)

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付などを行っているため、後期高齢者医療保険料率は、今後2年間の医療給付費などの見込みに対応できるよう計算します。

被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加していますが、茨城県では、後期高齢者医療広域連合が保有する基金を取り崩すことで、保険料率を8年間(平成24年度～令和元年度)据え置くことができました。しかし、令和元年度末で基金が無くなったため、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう、保険料率を改定しました。

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解をお願いします。

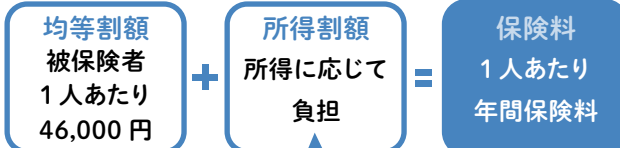
❖令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が次のとおり決定されました

(※茨城県内は均一の保険料率)

平成30・令和元年度
均等割額 … 39,500 円
所得割額 …… 8.00%
賦課限度額 … 62 万円

令和2・3年度
均等割額 … 46,000 円
所得割額 …… 8.50%
賦課限度額 … 64 万円

❖保険料額の求め方(令和2・3年度)



所得割額計算式 (総所得金額等 - 33 万円) × 8.50%

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。(遺族年金、障害年金は収入に含みません)

❖所得が低い方に対する均等割額の軽減 世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額

軽減割合 軽減後の均等割額

1 33 万円以下の世帯(②を除く)

7.75 割軽減 年間 10,350 円

2 33 万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入
80 万円以下の世帯(その他各種所得がない場合に限り)

7 割軽減 年間 13,800 円

3 33 万円+「28 万 5 千円×世帯の被保険者数」
以下の世帯

5 割軽減 年間 23,000 円

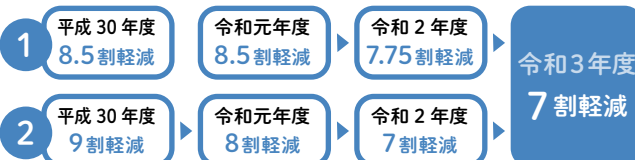
4 33 万円+「52 万円×世帯の被保険者数」
以下の世帯

2 割軽減 年間 36,800 円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330 万円未満は120 万円)を差し引き、65 歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15 万円)を差し引いて判定します。

●軽減特例の段階的見直しについて

上記①、②については、平成30 年度まで特例措置により9 割または8.5 割軽減でしたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、段階的に制度本来の仕組みである7割軽減に戻ることであります。



●軽減基準の改正について

上記③、④について、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。



❖被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5 割軽減(加入後2 年間に限る)されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。



財政事情を公表

市では、年2 回予算の執行状況を公表しています。今回は、令和2 年3 月末現在の市財政事情をお知らせします。
※割合は小数点第2 位を四捨五入

図 政策経営課(千代田庁舎)

令和元年度予算の執行状況
(繰越明許分1 億2,657 万8 千円を含む)

一般会計予算 ▶ 195 億3,885 万6 千円

一般会計とは、皆さんの暮らしに身近な仕事を行うための市の基本的な会計です。

特別会計予算 ▶ 89 億9,368 万9 千円

特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入を特定の会計の支出に充てるために、一般会計とは区分して経理している会計です。

【歳入】

名 称	収入済額	収入割合
一 般 会 計	160億7,789万8千円	82.3%
特 別 会 計		
国 民 健 康 保 険	42億1,336万9千円	91.7%
後 期 高 齢 者 医 療	8億2,072万円	100.1%
介 護 保 険	31億5,778万7千円	88.2%

【歳出】

名 称	支出済額	支出割合
一 般 会 計	158億6,110万1千円	81.2%
特 別 会 計		
国 民 健 康 保 険	42億5,567万4千円	92.6%
後 期 高 齢 者 医 療	7億6,714万7千円	93.5%
介 護 保 険	30億2,787万円	84.6%

一時借入金の状況

一時借入金現在高 ▶ 0 円

一時借入金とは、一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる借入金のことです。

「市の財政が今どのような状態にあるか」を市民の皆さんへお知らせ

市税の納入状況

収入済額 ▶ 55 億9,583 万5 千円

区 分	収入済額	徴収率
市 民 税	25億4,359万円	90.8%
固 定 資 産 税	26億4,715万6千円	95.6%
そ の 他 市 税	4億508万9千円	96.3%

地方債現在高の状況

地方債現在高 ▶ 300 億8,696 万4 千円

地方債とは、特定の歳出に充てるために地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金です。

区 分	借入残高
一 般 会 計 債	184億2,267万円
下 水 道 事 業 会 計 債	80億3,106万3千円
水 道 事 業 会 計 債	36億3,323万1千円

基金現在高の状況

基金残高 ▶ 74 億4,679 万8 千円

基金とは、特定の目的のために資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産のことです。

区 分	基金残高
財 政 調 整 基 金	18億2,902万円
減 債 基 金	25億6,620万8千円
そ の 他 基 金	30億5,157万円

広報誌がアプリで読める

いつでも
どこでも

言語に
とらわれずに



市では、6 月から広報誌をアプリに電子書籍化(広報デジタル版)し、電子配信をします。

無料アプリ「カタログポケット」に登録された電子書籍は、多言語に対応し、日本語を母国語としない人も広報誌を読むことができますようになります。さらに自動音声読み上げ機能や文字の拡大機能により、高齢者や障がいのある方にも優しい広報デジタル版となります。

図 情報広報課(霞ヶ浦庁舎)

広報誌と何が違うの？

ご自宅などに届く広報誌は、文字を読み上げたり、拡大して読むことができませんが、このアプリを利用して広報誌を読むと、文字を音声で読み上げてくれたり、文字を拡大できるようになり、気軽に広報誌を読むことができますようになります。また、他の国の言語にも変えられるので、外国人市民の方も広報誌が身近になります。



どうすればアプリで読めるの？

📱 アプリをインストール

スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、右記二次元バーコードを読み取り、インストール(無料)すれば、利用ができます。



Google Play



App Store

🖥 ホームページからも

ホームページから専用サイトにアクセス!



※「カタログポケット」は株式会社モリサワが提供するサービスです